

入札公告

次のとおり事後審査型制限付一般競争入札（電子入札）に付します。

なお、入札等については、関係法令に定めるもののほか、本公告によるものとします。

令和8年9月9日

常滑市長 伊藤 辰矢

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 熊野配水場場内道路築造工事（週休2日）
- (2) 工 事 場 所 常滑市西阿野字鳶ヶ巣地内始
- (3) 工 期 契約確定日から令和10年9月29日まで
- (4) 工 事 の 概 要 設計図書のとおり
- (5) 予 定 価 格 197,772,000 円（消費税及び地方消費税を除く）
- (6) 最低制限価格 有 事後公表
- (7) 本件入札は、あいち電子調達共同システム（CALS／EC）における電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードのうち、電子入札コアシステムに対応しているカードにより、利用者登録を行わなければなりません。

詳細な入札方法等は、常滑市建設工事事後審査型制限付一般競争入札実施要綱及び常滑市電子入札実施要綱によるものとします。

アドレス：<https://www.city.tokoname.aichi.jp/jigyosha/nyusatsu/1001198.html>

- (8) 本件工事の入札は、開札後に落札決定を保留し、入札参加資格の確認後に落札決定を行う事後審査型の入札です。
- (9) 本件工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事であるため、契約にあたり分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を契約書に記載する必要があることから、設計図書に記載された処理方法等を参考に積算したうえで入札してください。

また、分別解体等の方法を契約書に記載するために、落札者は落札決定後に発注者と協議を行うこととします。

2 入札参加資格

本件工事の入札に参加することができる者は、次に掲げる全ての条件を満たさなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 土木工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定による「経営に関する客観的事項の審査」（以下「経営事項審査」という。）を受け、公告日時点において令和8・9年度常滑市入札参加資格者名簿に登録されている者であって、事後審査型制限付一般競争入札参加申込書（様式第1）（以下「参加申込書」という。）の提出日から本件工事の落札決定までの間、常滑市指名停止取扱要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は

民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、常滑市に再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなします。

(4) 参加申込書の提出日から本件工事の落札決定までの間、「常滑市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年3月1日付けで、常滑市長と愛知県常滑警察署長が締結した合意書)(以下「合意書」という。)に基づく排除措置を受けていないこと。

(5) 常滑市と契約を締結する本店、支店又は営業所を常滑市に有し、当該本店、支店又は営業所で土木工事業を営んでいること。又は、常滑市と契約を締結する本店を常滑市を除く知多4市5町内(半田市、知多市、大府市、東海市、阿久比町、東浦町、武豊町、美浜町、南知多町)(以下「知多4市5町」という。)に有し、当該本店で土木工事業を営んでいること。

ただし、支店又は営業所にあつては、当該支店又は営業所に契約締結の権限を委任された代理人を置いている者に限る。なお、営業所とは、建設業法第3条に規定する営業所をいいます(以下同様とする。)

(6) 建設業法第3条の規定により、土木工事業について特定建設業の許可を受けていること。また、令和8・9年度の常滑市における入札参加資格の認定において、次に掲げる条件を満たしていること。

ア 常滑市に本店を有する者は、土木一式工事の常滑市総合点数が800点以上であること。

イ 常滑市に支店又は営業所を有する者は、土木一式工事の経営事項審査の総合評定値(P)が800点以上であること。

ウ 常滑市を除く知多4市5町内に本店を有する者は、土木一式工事の経営事項審査の総合評定値(P)が900点以上で、かつ令和5年4月1日から参加申込書を提出する前日までに、常滑市及び知多4市5町が発注した契約金額が1億円以上の道路工事について、元請として完了・引き渡した実績(以下「施工実績」という。)があること。なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の工事に限る。

(7) 建設業法第26条の規定による監理技術者を本件工事に配置できること。(建設業法第26条の5の規定により営業所技術者等に関する特例を適用する場合を含む。)

3 入札に関する資料等の配布

(1) 本件工事の設計図書は、あいち電子調達共同システム(CALS/EC)における入札情報サービスサブシステムからダウンロードする方法により配布します。

アドレス：<https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>

(2) 配布期間

令和8年9月9日(水)午前9時から令和8年10月5日(月)午後4時まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)

4 本公告及び設計図書に対する質問及び回答

(1) 本公告及び設計図書に対する質問があるときは、次に定めるところにより電子メールにより提出してください。

ア 提出様式

任意様式。ただし常滑市長宛とし、代表者名によるもの。

イ 送信先

常滑市総務部財政課(小泉・宮川・加藤)宛

メールアドレス：zaisei@city.tokoname.lg.jp

電話：0569-47-6103

送信後、メールが確実に届いているか常滑市総務部財政課へ確認の電話をしてください。

ウ 受付期間

令和8年9月9日（水）から令和8年9月24日（木）午後4時まで。

- (2) 上記の質問に関する回答は、質問受領後すみやかに行います。なお、その回答書は、次のとおり閲覧に供します。

ア 閲覧場所

あいち電子調達共同システム（CALS／EC）の「入札情報サービス」における本公告の掲示箇所において、「質問回答書」として掲載します。

イ 閲覧期間

令和8年9月9日（水）午前9時から令和8年10月5日（月）午後4時まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）

5 入札参加の申込み

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、電子入札システムの入札参加申込フォームに必要事項を入力し、「事後審査型制限付一般競争入札参加申込書（様式第1）」を添付ファイルとして送信してください。

ア 参加申込書の提出期間

令和8年9月9日（水）午前9時から令和8年10月5日（月）午後4時まで（電子入札システムの稼働時間は日曜日、土曜日及び休日を除く午前8時から午後8時まで。）

- (2) 期限までに参加申込書を提出していない者は入札に参加することができません。

6 入札書及び工事費内訳書の提出期間

令和8年10月6日（火）午前9時から令和8年10月7日（水）午後4時まで（入札書受付締切予定日時）（電子入札システムの稼働時間は日曜日、土曜日及び休日を除く午前8時から午後8時まで。）

7 入札方法等

- (1) 開札予定日時

令和8年10月8日（木）午前9時00分

- (2) 開札執行場所

常滑市総務部財政課

常滑市飛香台3丁目3番地の5

- (3) 入札回数は1回とします。

- (4) 見積もった金額が予定価格を超える場合は、入札を辞退してください。

- (5) 予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とします。

- (6) 落札候補者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札候補者決定価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

- (7) 開札の結果、落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札候補者及びその次の順位以降の者を決定します。

8 落札者の決定方法

- (1) 落札候補者の入札参加資格要件を審査し、当該要件を満たしていることが確認できた場合に、当該入札者を落札者とします。

- (2) 落札候補者は、開札日の翌日から起算して2日(日曜日、土曜日及び休日を除く。)以内に、事後審査に必要な次に掲げる書類(以下「事後資料」という。)を(ア)から順に並べ、持参により提出しなければなりません。ただし、最低の価格をもって入札した者でない場合でも、事後資料の提出を求めることがあります。

ア 提出場所

7(2)に同じ。

イ 提出部数

1部

ウ 提出書類

(ア) 事後審査型制限付一般競争入札参加資格確認申請書(様式第2)

(イ) 2(6)ウに該当する場合は施工実績を証明する書類

(ウ) 本工事に専任で配置する予定の技術者(以下「配置予定技術者」という。)について、所定の資格を有することを証明する書類の写し(2(7)により配置するすべての技術者のもの)

(エ) 配置予定技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係を確認するための書類の写し(2(7)により配置するすべての技術者のもの)

エ その他

(ア) 提出書類に係る費用は、提出者の負担とします。

(イ) 提出された書類は申請者に返却しません。また、原則として公表せず、無断で使用することはしないものとします。

- (3) 落札候補者の事後審査の結果、入札参加資格を有しないことが判明した場合は、適格者が確認できるまで、次順位の者を新たな落札候補者として事後審査を行うものとします。この場合は(2)中「開札日」とあるのは、「上位の落札候補者の審査が終了した日」と読み替えるものとします。

- (4) 事後審査において入札参加資格がないと認められた者は、その理由の説明を求めることができます。説明を求めるときは、事後審査型制限付一般競争入札参加資格不適格通知書の通知を受けた日から起算して2日(日曜日、土曜日及び休日を除く。)以内に、その旨を記載した書面を郵送又は持参により提出しなければなりません。

理由は、説明を求められた日から5日以内(日曜日、土曜日及び休日を除く。)に書面で回答します。

9 入札保証金

入札保証金の納付については、免除します。

10 入札の無効

- (1) 常滑市契約規則(平成13年常滑市規則第21号)第13条に規定する入札の無効に該当する入札は、無効とします。

- (2) 本公告に示す入札参加資格のない者が行った入札、事後資料等に虚偽の記載をした者が行った入札及び常滑市建設工事関係入札者心得書において示す条件等の入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

なお、落札決定時において2に掲げる資格のない者は、入札参加資格のない者に該当します。

11 契約締結までの取扱い

契約を締結するまでの間に、落札者が常滑市指名停止取扱要綱の別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかとなった場合、又は合意書に基づく排除措置の対象となる法人

等のいずれかに該当することが明らかとなった場合は、契約を締結しないことがあります。この場合、常滑市は一切の損害賠償の責を負いません。

12 契約書の作成の要否 要

13 契約保証金

- (1) 落札者は、常滑市契約規則第 32 条の規定に基づき、契約金額の 100 分の 10 以上の金額の契約保証金を納めなければなりません。
- (2) 落札者が、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全額又は一部の納付を免除するものとします。
 - ア 保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - イ 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫及び予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
 - ウ 過去 2 年の間に国、県及び地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。
 - ア 有価証券の提供
 - イ 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証
- (4) (1) から (3) に掲げる契約の保証については、契約の締結時までには付さなければなりません。また、(2) ウに該当する場合は、契約保証金免除申請書（別記様式）を 8 (2) の事後資料の提出の際、併せて提出してください（事後資料と一体でなくても可。）。

14 支払条件

常滑市建設工事請負契約約款の規定及び常滑市公共工事前金払事務取扱要領に基づき前金払、中間前金払及び部分払を行います。その条件については、次のとおりとします。

(1) 支払限度額及び出来高予定額

ア 支払限度額

令和 8 年度 78,200 千円

令和 9 年度 106,100 千円

令和 10 年度 残額

イ 出来高予定額

令和 8 年度 86,889 千円

令和 9 年度 117,889 千円

令和 10 年度 残額

ウ 発注者は、予算上その他の必要があるときは、支払限度額及び出来高予定額を変更することができます。

(2) 前金払及び中間前金払

受注者から請求があった場合は、令第 163 条の規定に基づき次に掲げる金額を前金払します。ただし、その金額に 10 万円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとします。

なお、2 年度目以降の前金払については、前年度までの出来高予定額が達成されていることを確認した後に行うものとします。

ア 前 払 金 各年度の出来高予定額の 10 分の 4 の割合

イ 中間前払金 各年度の出来高予定額の 10 分の 2 の割合

(3) 部分払

債務負担行為又は継続費に係る特例として、各年度末（最終年度を除く。）の出来高に対する部分払については、中間前払金が支払われた工事についても部分払を行うことができます。

15 不正行為に対する措置

本件入札に関し、談合、贈賄等の不正な事実が明らかとなったときには、損害賠償を請求します。また、損害賠償の請求に合わせて本件契約を解除することがあります。

16 その他

(1) 入札参加者は、本公告及び常滑市建設工事関係入札者心得書を熟読し、公正かつ適正に入札してください。

(2) 参加申込書、事後資料等に虚偽の記載をした場合においては、常滑市指名停止取扱要綱に基づく指名停止を行うことがあります。

(3) 事後資料等の記載内容が不明確で本件工事の入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがあります。

(4) 現場説明会は開催しません。

(5) 本件契約は、常滑市公契約条例（令和 5 年常滑市条例第 1 号）に規定する労働条件の確保についての報告を求める公契約（特定公契約）であるため、受注者及び受託者等は、「労働条件報告書」を提出しなければなりません。詳細については、常滑市ホームページの「常滑市公契約条例」を確認してください。

アドレス：<https://www.city.tokoname.aichi.jp/jigyosha/nyusatsu/1006653/index.html>

(6) 本件契約は、常滑市週休 2 日制工事实施要領に規定する週休 2 日制工事の対象です。詳細については、常滑市ホームページの「常滑市週休 2 日制工事实施要領」を確認してください。

アドレス：<https://www.city.tokoname.aichi.jp/jigyosha/nyusatsu/1007491.html>

(7) 配置予定技術者について

ア 事後資料に記載できる配置予定技術者は 2 名までとします（参加申込書への記載人数は制限なし。）。

イ 落札者は、事後資料に記載した配置予定技術者のうち 1 名を当該工事の現場に配置してください。

ウ 本件工事の参加申込書に記載する配置予定技術者が、工期が重複する複数の工事（他の機関の発注も含む。）に配置予定技術者とした入札に参加している場合は、それらの工事の入札の落札者又は落札候補者と決定され、すべての配置予定技術者が不在となった時点で、入札には参加できません（専任性が求められない場合を除く。）。

エ 実際の工事にあたって、事後資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職その他常滑市がやむを得ない事情と認める場合に限りです。これ以外の理由により、事後資料に記載した配置予定技術者が本件工事に配置できないこととなった場合には、契約を締結しないこと及び契約を解除することがあります。この場合、常滑市は一切の損害賠償の責を負いません。

(8) 8(2)ウ(イ)に係る書類とは次のいずれかの書類をいい、共同企業体での実績の場合は、当該契約書又は協定書も添えてください。なお、該当する部分に着色する等わかりやすい整理に努めてください。

ア CORINS 登録済の工事实績

記載した工事について、JACIC の工事实績情報サービスにおける CORINS における竣工登録工事カルテ受領書及び JACIC に登録済みの CORINS 工事カルテ（竣工時デー

タ)の詳細アウトプットデータ、又は登録内容確認書(処理区分が竣工登録のもの。)(以下「工事カルテ等」という。))。

イ CORINS工事カルテ等の補足資料

CORINS工事カルテ等を保有していない場合、一部不足(竣工登録工事カルテ受領書は保有しているが詳細アウトプットデータを保有していない等)している場合又は工事カルテ等では記載した施工実績が判別しがたいと判断される場合は、記載した工事实績が判別できる補足資料を添付してください。この際、契約書(工事名、発注者、請負者、契約金額、工期の記載および発注者、請負者双方の印のあるもの。変更契約が行われた場合は変更契約書も含む。)及び当該工事の発注者による完了検査の結果合格であったことを証する書面の写しは必ず添付し、その他設計書の鑑、工事費内訳書等工事概要が判別できる資料及び受注形態が共同企業体である場合は出資比率がわかる資料の写しを添付してください。

- (9) 13(2)ウの「過去2年」とは、令和6年4月1日から公告の日までとし、「種類及び規模をほぼ同じくする契約」とは、1件当たりの契約金額が1億円以上の土木一式工事の契約とし、「数回」とは2回以上とします。なお、当該施工実績を証明する資料として、(8)と同様の書類を添付してください。

(10) 問い合わせ先

ア 入札参加資格及び入札参加申込全般に関する事項

4(1)イに同じ。

イ 工事内容に関する事項

常滑市建設部水道課(永田・上江瀧)

電話 0569-47-6126